

第3章 用字について

公用文に用いられる文字は、原則として漢字と仮名であるが、その使用の原則は、以下のとおりである（数字の使用については、第1部「第9章 数字の書き方について」、ローマ字の使用については、同「第10章 ローマ字のつづり方について」参照）。

- 1 漢字は、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）の本表及び付表（表の見方及び使い方を含む。）の範囲内で用い、字体については通用字体を用いる。なお、固有名詞はこの原則の対象とはならず、専門用語又は特殊用語を書き表す場合など、特別な漢字使用等を必要とする場合も同様である。

また、専門用語等で読みにくいと思われるような場合は、必要に応じ、振り仮名を用いる等、適切な配慮をする。

- 2 仮名は平仮名を用い、片仮名は次のような場合に用いる。ただし、外来語でも「かるた」、「さらさ」、「たばこ」などのように、外来語の意識の薄くなっているものは、平仮名で書いてよい。

外国の地名・人名及び外来語

例 イタリア スウェーデン フランス ロンドン等

エジソン ヴィクトリア等

ガス ガラス ソーダ ビール ボート マージャン マッチ等

- 3 常用漢字表の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

例 俺 彼 誰 何 僕 私 我々

- (2) 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で書く。

例 余り 至って 大いに 恐らく 概して 必ず 必ずしも
辛うじて 極めて 殊に 更に 実に 少なくとも 少し
既に 全て 切に 大して 絶えず 互いに 直ちに

第5章 現代仮名遣いについて

「現代仮名遣い」は、一般社会生活において現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころとして、昭和61年7月1日内閣告示第1号で定められ(平成22年内閣告示第4号により一部改正)、主として現代文のうち口語体のものに適用することとなった。

国の各行政機関については、同日付けの内閣訓令第1号で、これを仮名遣いのよりどころとして実施すべきこととされているが、地方公共団体についても同様の取扱いによるのが適当であろう。

第1 語を書き表すのに、現代語の音韻に従って、次の仮名を用いる。

ただし、下線を施した仮名は、第2に示す場合にだけ用いるものである。

1 直音

あ	い	う	え	お					
か	き	く	け	こ	が	ぎ	ぐ	げ	ご
さ	し	す	せ	そ	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
た	ち	つ	て	と	だ	<u>ぢ</u>	<u>づ</u>	で	ど
な	に	ぬ	ね	の					
は	ひ	ふ	へ	ほ	ば	び	ぶ	べ	ぼ
					ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
ま	み	む	め	も					
や		ゆ		よ					
ら	り	る	れ	ろ					
わ				を					

例 あさひ(朝日) きく(菊) さくら(桜) ついやす(費) にわ(庭)
ふで(筆) もみじ(紅葉) ゆずる(譲) れきし(歴史) わかば(若
葉) えきか(液化) せいがか(声楽家) さんぽ(散歩)

第6章 送り仮名の付け方について

「公用文における漢字使用等について」（平成22年内閣訓令第1号）においては、国の公用文における送り仮名の付け方は、原則として、「送り仮名の付け方」（昭和48年6月18日内閣告示第2号（平成22年内閣告示第3号により一部改正））の通則1から通則6までの「本則」・「例外」、通則7及び「付表の語」（1のなお書きを除く。）によるものとされ、複合の語（通則7を適用する語を除く。）のうち、活用のない語であって読み間違えるおそれのない語については、通則6の「許容」を適用することとなった。

また、法令については、同訓令において、別途内閣法制局からの通知によるものとされていたが、「法令における漢字使用等について」によるべき旨内閣法制次長から各省庁事務次官あてに通知された（平成22年11月30日付け内閣法制局総総第208号）。同通知によると別紙「法令における漢字使用等について」の「2 送り仮名の付け方について」の「(2) 複合の語」のアのただし書に例示された活用のない語で読み間違えるおそれのない語についてのみ通則6の「許容」を適用するほかは、通則1から通則6までの「本則」・「例外」、通則7及び「付表の語」（1のなお書きを除く。）によることとされ、原則として、公用文と法令文の表記の統一が図られている。

地方公共団体における送り仮名の付け方の取扱いについても国と同様にするのが適当と考えるが、その具体的取扱いを整理すると以下のとおりとなる。

単独の語

1 活用のある語

通則1

本則 活用のある語（通則2を適用する語を除く。）は、活用語尾を送る。

例 憤る 承る 書く 実る 催す
生きる 陥れる 考える 助ける
荒い 潔い 賢い 濃い

主だ

例外 (1) 語幹が「し」で終わる形容詞は、「し」から送る。

例 著しい 惜しい 悔しい 恋しい 珍しい

(2) 活用語尾の前に「か」、「やか」、「らか」を含む形容動詞は、その音節から送る。

例 暖かだ 細かだ 静かだ

穏やかだ 健やかだ 和やかだ

明らかだ 平らかだ 滑らかだ 柔らかだ

(3) 次の語は、次に示すように送る。

明らむ 味わう 哀れむ 慈しむ 教わる 脅かす (おどかす) 脅かす (おびやかす) 関わる 食らう 異なる 逆らう
捕まる 群がる 和らぐ 揺する

明るい 危ない 危うい 大きい 少ない 小さい

冷たい 平たい

新ただ 同じだ 盛んだ 平らだ 懇ろだ 惨めだ

哀れだ 幸いだ 幸せだ 巧みだ

許容 次の語は、() の中に示すように、活用語尾の前の音節から送ることができる。

表す (表わす) 著す (著わす) 現れる (現われる) 行う (行なう) 断る (断わる) 賜る (賜わる)

(注意) 語幹と活用語尾との区別がつかない動詞は、例えば、「着る」、「寝る」、「来る」などのように送る。

通則 2

本則 活用語尾以外の部分に他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。(含まれている語を [] の中に示す。)

例

(1) 動詞の活用形又はそれに準ずるものを含むもの。

動かす [動く] 照らす [照る]

語らう [語る] 計らう [計る] 向かう [向く]

(参考3) 旧「常用漢字表」(昭和56年10月1日内閣告示第1号)からの変更点一覧

※ここには、「改定常用漢字表」(平成22年6月7日 文化審議会答申)の一部を加工し、参考のために掲げる。

I 字種について

〈旧「常用漢字表」に追加された字種(196字)〉

挨 暖 宛 嵐 畏 萎 椅 彙 茨 咽 淫 唄 鬱
怨 媛 艶 旺 岡 臆 俺 苛 牙 瓦 楷 潰 諧
崖 蓋 骸 柿 顎 葛 釜 鎌 韓 玩 伎 亀 毀
畿 臼 嗅 巾 僅 錦 惧 串 窟 熊 詣 憬 稽
隙 桁 拳 鍵 舷 股 虎 鋼 勾 梗 喉 乞 傲
駒 頃 痕 沙 挫 采 塞 埼 柵 刹 拶 斬 恣
摯 餌 鹿 叱 嫉 腫 呪 袖 羞 蹴 懂 拭 尻
芯 腎 須 裾 凄 醒 脊 戚 煎 羨 腺 詮 箋
膳 狙 邇 曾 爽 瘦 踪 捉 遜 汰 唾 堆 戴
誰 旦 綻 綴 酎 貼 嘲 抄 椎 爪 鶴 諦 溺
墳 妬 賭 藤 瞳 枋 頓 貪 井 那 奈 梨 謎
鍋 匂 虹 捻 罵 剝 箸 汜 汎 阪 斑 眉 膝
肘 阜 訃 蔽 餅 璧 蔑 哺 蜂 貌 頰 陸 勃
味 枕 蜜 冥 麵 冶 弥 闇 喩 湧 妖 瘍 沃
拉 辣 藍 璃 慄 侶 瞭 瑠 呂 賂 弄 籠 麓
脇

〈旧「常用漢字表」から削除された字種(5字)〉

勺 錘 銑 脹 匄

II 音訓について

〈音訓の変更〉

1 側(訓:かわ)→「がわ」と変更。

〈音訓の追加〉

1 委(訓:ゆだねる)

2 育(訓:はぐくむ)

第 5 公用文における漢字使用等について

○内閣訓令第 1 号

各行政機関

公用文における漢字使用等について

政府は、本日、内閣告示第 2 号をもって、「常用漢字表」を告示した。

今後、各行政機関が作成する公用文における漢字使用等については、別紙によるものとする。

なお、昭和 56 年内閣訓令第 1 号は、廃止する。

平成 22 年 11 月 30 日

内閣総理大臣 菅 直人

(別紙)

公用文における漢字使用等について

1 漢字使用について

- (1) 公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(平成 22 年内閣告示第 2 号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。

なお、字体については通用字体を用いるものとする。

- (2) 「常用漢字表」の本表に掲げる音訓によって語を書き表すに当たっては、次の事項に留意する。

ア 次のような代名詞は、原則として、漢字で書く。

例 俺 彼 誰 何 僕 私 我々

イ 次のような副詞及び連体詞は、原則として、漢字で書く。

例 (副詞)

余り 至って 大いに 恐らく 概して 必ず 必ずしも
辛うじて 極めて 殊に 更に 実に 少なくとも 少し
既に 全て 切に 大して 絶えず 互いに 直ちに
例えば 次いで 努めて 常に 特に 突然 初めて